

「農福連携」の取組が増えています！

農福連携とは？

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。近年、茨城県においても**取組が急増するなど、注目を集めています！**

茨城県共同受発注センターを通じた
農福連携に関する受注金額と受注件数



こんな作業をお願いできます



最初は苦戦した袋詰め作業も、徐々に慣れ、**スピードは当初の3倍にまでアップしました！**さらに、新たに希望する**作業を自ら提案**するなど、積極的に取り組んでくれて大助かり！！

こんなメリットがあります！

- 農作業等の**働き手が確保**できる
- 防除や除草にかかる農薬などの**経費の削減**にもつながる
- 繁忙期に多くの働き手を確保できるなど、**需要に合わせてフレキシブル**に対応できる など・・・

障害者に合わせた作業の見直しやマニュアル化することで、**結果的に作業効率が上がった**という声も多数！



農福連携に取り組んでいる農家さんによると・・・

● 障害者に合わせた作業方法で業務効率が向上

- ・ お願いする作業の中には、障害者の方が対応できないことが多くありました。
- ・ そこで、障害者の方に合わせた作業方法を新たに考案したところ、健常者である当社従業員にとっても効率が良くなり、**大幅に作業効率が上がり、農福連携をやってよかった**と思っています！



有限会社 照沼農園
代表取締役
照沼 洋平さん

● 成功のカギは・・・

① 見守ること

- ・ 健常者と同様、障害者の方が安定した作業を実施できるようになるまでには**時間がかかるため、習得できるまで待つ**ことが大切です。

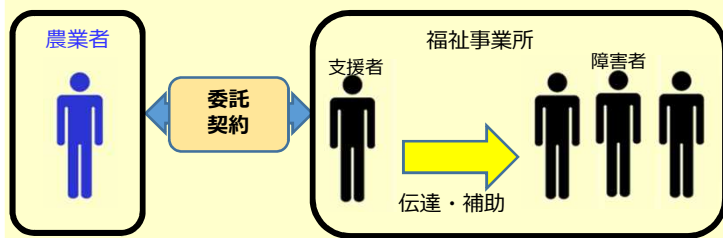
② コミュニケーションをとること

- ・ 障害者の方だけでなく、福祉事業所の生活支援員（職員）とのコミュニケーションが重要です。
- ・ 何が悪かったか、どうすればより良くなるのかを**コミュニケーションを取って話し合うことで、作業内容などを改善**しています。

作業を頼むには主に2つのパターンがあります

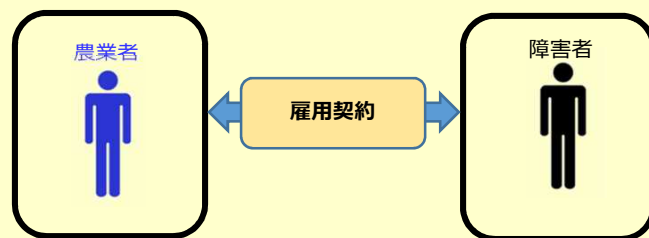
①作業を福祉事業所に委託

- 農業者と福祉事業所が委託契約を結び、作業を障害者及び支援者が行います。
- 賃金でなく、成果報酬として「工賃」を支払います。



②農業者による障害者雇用

- 農業者が障害者を雇用し、農作業を実施します。
- 雇用契約に基づく就労であるため、最低賃金を保障する必要があります。

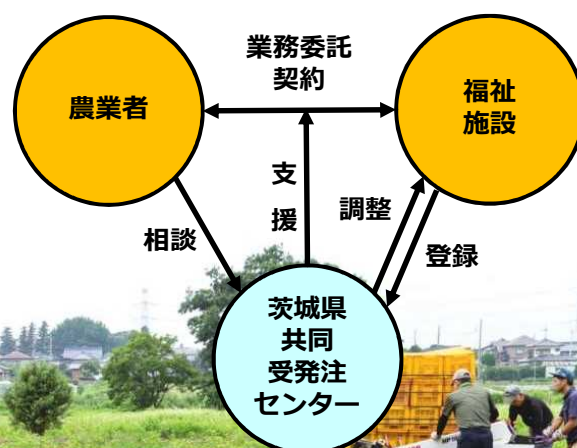
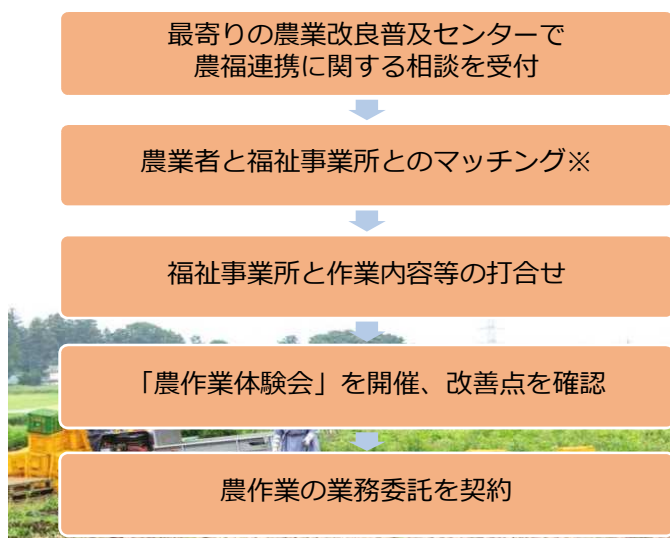


農福連携の取組について、興味がありましたら・・・

- まずは、**最寄りの農林事務所（農業改良普及センター）**等へお問い合わせください。
- ご希望を踏まえ、補助事業の紹介や福祉事務所とのマッチングなどを支援いたします。



<農福連携までの流れ>



※「茨城県共同受発注センター」が、農業者と福祉事業所とのマッチングを支援します。

お問合せ先

- 農林事務所（農業改良普及センター）
 - 県北農林事務所経営・普及部門 TEL：0294-80-3341
 - 県央農林事務所経営・普及部門 TEL：029-227-1521
 - 鹿行農林事務所経営・普及部門 TEL：0291-33-6193
 - 県南農林事務所経営・普及部門 TEL：029-822-8517
 - つくば地域農業改良普及センター TEL：029-836-1109
 - 県西農林事務所経営・普及部門 TEL：0296-24-9206
 - 坂東地域農業改良普及センター TEL：0297-34-2134
- 常陸大宮地域農業改良普及センター TEL：0295-53-0116
- 笠間地域農業改良普及センター TEL：0296-72-0701
- 行方地域農業改良普及センター TEL：0299-72-0256
- 稲敷地域農業改良普及センター TEL：029-892-2934
- 結城地域農業改良普及センター TEL：0296-48-0184

- 茨城県庁 農林水産部農地局農村計画課 TEL:029-301-4155
- 福祉部障害福祉課 TEL：029-301-3357

障害者福祉事業所に 農作業をお願いしてみませんか？

茨城県共同受発注センターが福祉事業所とのマッチングを支援します。

「障害者福祉事業所」では、以下のような農作業を請負っています。

ハウス内での
葉物野菜の苗植え、収穫、
トレー洗浄、袋詰め

農産物加工施設内での
加工前農作物の搬入、
箱づくり、箱詰め

畑での、玉ねぎなどの
野菜の収穫、コンテナ移動

農地の除草作業など



「障害者福祉事業所」に農作業を依頼したときの作業時間、費用等

作業時間	概ね1日あたり3～4時間程度になります。
時給等	契約例では、作業内容等によりますが、 概ね1時間あたり500円程度になります。

※福祉事業所の障害者については、障害の程度が比較的重いため、最低賃金の対象外となります。

県では、以下のような支援を行っております。

- ◆ 障害者福祉事業所とのマッチングを支援しています。
 - ・依頼できる作業内容などの提案、契約条件の調整、契約書作成支援
- ◆ 農作業体験会を開催しております。
 - ・実際に農作業を福祉事業所にやってもらう機会の提供
- ◆ 初めて農作業を依頼した際の負担軽減に向けた支援をしています。
 - ・障害者が作業に慣れるまでの試行期間について費用の一部を補助します。
※試行期間：最大20日間（試行期間とは、最初の作業実施期間の1/2になります。）
※補助率：工賃（障害者に支払われる対価）の1/2 ※最大10万円以内

お問い合わせ

茨城県共同受発注センター（（一社）茨城県心身障害者福祉協会）

〒310-0851 水戸市千波町1918

TEL:029-243-3022 FAX:029-243-3033